明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二八）　三
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同二九）　三

〔府令・省令〕

○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（内閣府・厚生労働四）　三
○産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（内閣府・経済産業一）　七

〔省　令〕

○平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（総務四二）　九
○平成二十七年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令（同四三）　九
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四四）　一〇
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　一〇
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一九）　一三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七九）　一三
○薬局等構造設備規則の一部を改正する省令（同八〇）　一四
○独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を廃止する省令（同八一）　一四
○漁船法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　一四
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（同三七）　一四
○農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（同三八）　一四
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通一）　一六
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業三四）　一八
○計量法施行規則の一部を改正する省令（同三五）　一八
○基準器検査規則の一部を改正する省令（同三六）　一八
○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（同三七）　一九
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う計量法関係省令の整備に関する省令（同三八）　二〇
○独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同三九）　二〇
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同四〇）　二三
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同四一）　二三
○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　二四
○独立行政法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（環境一二）　二六
○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（同一三）　二九
○環境省組織規則の一部を改正する省令（同一四）　三一
○防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（防衛六）　三二

〔告　示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（内閣府五〇）　三六
○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同五一）　三六
○災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件（同五二）　三六
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（同五三）　三六
○特定駐留軍用地跡地を指定する件（同五四）　三六
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務二）　三七
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同三）　三七
○国立研究開発法人日本医療研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　三七
○基幹放送普及計画の一部を変更する件（総務一五七）　三七
○放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件の一部を改正する件（同一五八）　三七
○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件の一部を改正する件（同一五九）　三七
○指定放送対象地域を指定する件（同一六〇）　三七

（以下次のページへ続く）